

磯辺ガーデンハイツ管理組合緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達磯辺ガーデンハイツ住民全員が緑を育て、心身ともに健康で快適な生活を営むことができる環境をつくることを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は、「磯辺ガーデンハイツ管理組合緑化協定」（以下「協定」という）とします。

(協定の区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、磯辺ガーデンハイツ管理組合（以下「管理組合」という）の管理する敷地内全域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という）第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は、第1条の目的を達成するため、法律にもとづく認可の公告があった日から効力が生ずるものとし、また、この日以後に新たに土地の所有者等となった者に対してもその効力がおよぶものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項（内容）を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合はさらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため、植える樹木などについて、次の通り定めることにします。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、磯辺ガーデンハイツ内の緑化を豊かにするばかりでなく、近隣の環境をも良くするため、それに適する樹種を次のものから選び、枯木の回復などを考慮して植栽することとします。

(1) 植える木の種類

イ. 花の咲く木

さくら、つばき、さざんか、つつじ
さつき、こぶし、ふし など

ロ. 家並みをやわらげる木

けやき、まてばしい、メクセコイヤ
など

(2) 植える場所

磯辺ガーデンハイツ内の各棟間の空地、その他管理組合で定めた
場所。

(3) その他

磯辺ガーデンハイツの外周は主として常緑樹を植栽し、内部は、
四季の変化をもたせ、緑ゆたかなガーデンハイツのイメージを高め
ることにします。

2. 植栽は、管理組合に委任するものとし、管理組合は早めに植栽方法を
定め目的実現のため最大限努めるものとします。

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう植栽した樹木を良
好に保護するよう努めなければなりません。

2. 植栽した樹木を伐採、もしくは、移植するときは、管理組合の定めた
磯辺ガーデンハイツ管理組合同規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または、重大な過失により植栽した植木等を伐採、もしくは
損傷する等により、この協定に違反したときは、違反したものに対し、と
りきめたことがらの実施を求め、もしくは、原状に回復することを求める
ことができます。

違反者が、この求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわって、
これを行い要した費用は、違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとします。